

# 盛岡地域市民後見人養成講座 受講者募集

参加無料

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利を守り、支援する制度です。社会貢献に意欲のある方が「市民後見人」として活躍できるよう、成年後見に関する知識・技術・社会規範・倫理性を習得する講座を開催します。

## 日時

令和4年7月14日～令和4年9月22日【週1回 10時00分～概ね16時30分 全9回】

## 会場

岩手教育会館(盛岡市大通1-1-16)

## 定員

30人(定員を超えた場合は抽選となります。)



## 対象

次の①～④のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 盛岡広域8市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)在住または在学・在勤の方
- ② 令和4年4月1日現在における年齢が満20歳以上70歳以下の方
- ③ 原則としてすべての科目を受講できる見込みのある方
- ④ 成年後見制度及び市民後見人の活動に理解と関心がある方

※ 上記に関わらず、次の要件のいずれかに該当する方は、受講できません。

- ・民法第13条に規定する制限行為能力者(未成年者、成年被後見人等)
- ・民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者(破産者等)
- ・専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)の団体に加入し、その団体での後見活動が可能なる者

## 講座内容

市民後見概論や対象者の理解を始め、成年後見制度を取り巻く関係諸制度など50単位

期 日	主な研修内容
7月14日 (木)	オリエンテーション、市民後見概論、成年後見概論・各論
7月21日 (木)	介護保険制度、対象者の理解(高齢者/認知症)、高齢者虐待防止法/障害者虐待防止法
7月27日 (水)	対象者の理解(知的障がい者/精神障がい者)、障害者福祉制度、地域福祉・権利擁護の理念
8月10日 (水)	社会保障と年金及び医療保険、財産法/家族法、関係諸制度の基礎(生活保護制度等)
8月19日 (金)	関係諸制度の基礎(消費者保護等)、法人後見の実践報告、市民後見人の活動、対人援助の基礎
8月25日 (木)	申立手続き書類の作成、家庭裁判所の役割、成年後見の実務
9/1もしくは9/8 (木)	施設実習 ※1日か8日のどちらか1日受講
9月15日 (木)	報告書の作成、報酬付与申立の実務、市民後見人像
9月22日 (木)	事例報告と検討、修了式

## 申込方法

裏面の申込書に必要事項を記入の上、盛岡広域成年後見センターあて郵送又ファクス、持参により申込んでください。持参による申込受付は平日8時30分から17時30分までです。

申込締切は、令和4年6月10日(金) 17時30分(必着)です。

## 申込み・問合せ先

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号(岩手教育会館2階) 特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか内  
Tel:019-626-6112 Fax:019-656-0612

主 催 盛岡広域8市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)  
(運営:盛岡広域成年後見センター)

共 催 特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか